

証券コード 4345

2019年5月31日

株 主 各 位

長野県上田市古里115番地

株式会社 シーティーエス

代表取締役社長 横 島 泰 蔵

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月18日（火曜日）午後6時まで議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月19日（水曜日）午前10時
2. 場 所 長野県上田市天神4-24-1
上田東急REIホテル 3階『信濃』の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第29期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件

以 上

当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ

1. 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cts-h.co.jp/>) に掲載しております。
 - (1) 連結計算書類の「連結注記表」
 - (2) 計算書類の「個別注記表」なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cts-h.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会にご来場いただく株主様へのご案内

1. 株主総会にご来場いただく際は、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 当日、株主総会にご来場いただきましたら、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、開場時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
3. **当社は、外国人株式保有比率の増加、コーポレートガバナンス・コードをはじめとした時世の傾向を踏まえ、株主の権利・平等性の確保に向けた取組みを進めております。その一環として、株主総会終了後の株主様との会食及び当社事業の紹介、並びに株主総会にご来場くださいました株主様へのお土産の配布につきましては、本年より、これらすべてを取りやめさせていただくことといたしました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**
なお、本件につきましては、本株主総会招集ご通知の3ページに記載しております「株主の権利・平等性の確保に向けた取組み」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告及び計算書類等に記載される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、本年より百万円単位をもって記載することに変更いたしました。

株主の権利・平等性の確保に向けた取組みについて

当社は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、株主様の権利・平等性の確保に向けた取組みを以下のとおり進めております。

1. 株主総会招集ご通知の早期開示について

本年より、株主様が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集ご通知を発送するまでの間に、以下の媒体にて早期開示をいたしました。

- (1) 当社ホームページ <https://www.cts-h.co.jp/>
- (2) 東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」
- (3) 株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」

2. 議決権電子行使プラットフォームの利用について

本年より、株主様の権利行使に係る適切な環境整備の一つとして、インターネットにより議決権の行使が可能となる「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を開始いたしました。

3. 株主総会における会食及び事業紹介並びにお土産の取りやめについて

定時株主総会終了後の株主様との会食及び当社事業の紹介並びに定時株主総会にご来場くださいました株主様へのお土産の配布について、株主総会にご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、本年より、上記の取り組みすべてを取りやめさせていただくことといたしました。

4. 決算説明会の開催について

投資家様に十分な情報を提供し、その投資判断に役立てることができるよう、2019年5月13日に機関投資家様・アナリスト様向けの決算説明会を開催いたしました。

なお、当該説明会の動画を当社ホームページに掲載しております。

5. 英文招集ご通知の作成について

当社の株主様である海外投資家様の比率が高まる中、権利行使に係る適切な環境整備の一つとして、来年より英文による招集ご通知の作成を実施する予定で準備を進めてまいります。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2019年6月19日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2019年6月18日（火曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2019年6月18日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社シーティーエス 御中

株主総会日 _____ 議決権の数 _____ XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____
2. _____

←ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
ID/パスワード XXXXX

株式会社シーティーエス

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

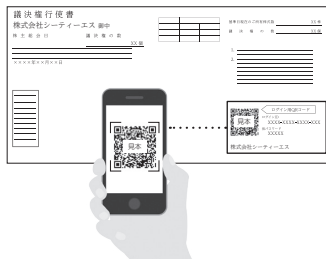
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

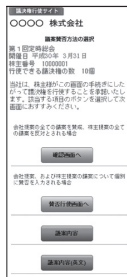
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



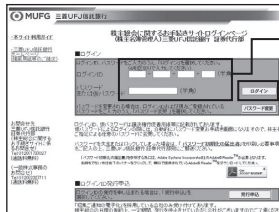
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

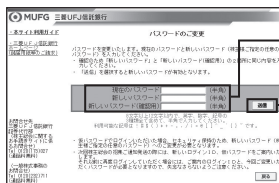
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

第 29 期 事 業 報 告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2018年4月1日～2019年3月31日）の当社グループの主要顧客である土木・建築業界を取り巻く環境につきまして、公共投資・民間投資ともに底堅く推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループにおきましては、2019年3月期から2021年3月期までの3カ年を対象にした中期経営計画を策定いたしました。その中核となる中期経営方針として下記の4項目を掲げ、この方針を基に事業を着実に展開してまいりました。

- ・土木系から建築系へ対象顧客の業種拡大
- ・地場ゼネコンから広域ゼネコンへターゲット拡大
- ・建設ICTの独自商品・サービス強化及びシェア拡大
- ・営業体制・機能の強化による生産性向上及び市場開拓

当連結会計年度の業績につきましては、主力事業の建設ICT（システム事業・測量計測事業）において、新規顧客開拓等を積極的に進めた結果、当事業の売上高は6,884百万円（前期比2.1%増）となりました。

利益面では、売上高の増加に加え、売上総利益率が向上したことから、売上総利益が3,167百万円（前期比8.0%増）と堅調に推移しました。建設ICT（システム事業・測量計測事業）への人員増加策及び処遇改善による人件費の増加並びにi-Constructionに対応するための体制構築などにより、当事業の販売費及び一般管理費が1,766百万円（前期比9.0%増）となりましたが、売上総利益の増加により営業利益は1,401百万円（前期比6.9%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度のグループ全体の実績は、売上高8,613百万円（前期比0.4%増）、営業利益1,590百万円（前期比5.5%増）、経常利益1,559百万円（前期比6.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,066百万円（前期比3.9%増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況は次のとおりであります。

区 分	期 別	第 28 期 (2017年 4 月 1 日から 2018年 3 月31日まで)		第 29 期 (2018年 4 月 1 日から 2019年 3 月31日まで)	
		売 上 高	構 成 比 率	売 上 高	構 成 比 率
シ ス テ ム 事 業		百万円 3,280	% 38.2	百万円 3,563	% 41.4
測 量 計 測 事 業		3,459	40.3	3,320	38.5
ハ ウ ス 備 品 事 業		1,145	13.4	1,108	12.9
そ の 他		692	8.1	620	7.2
合 計		8,578	100.0	8,613	100.0

<システム事業>

当事業につきましては、建設現場事務所用のモバイル回線を中心に、業界に特化した入出力機器・サービス等（MF P・ネットワークカメラ等）のレンタル・販売に関して、新商品・サービスの拡充等による商品力の強化、新規顧客の開拓等を積極的に展開した結果、受注を堅調に確保することができ、当事業の売上高は3,563百万円（前期比8.6%増）となりました。利益面は、中期経営計画に基づく積極的な人員増加策に伴う人件費の増加などにより、販売費及び一般管理費が増加いたしました。売上高の伸長と売上総利益の向上により売上総利益が増加し、セグメント利益（営業利益）は900百万円（前期比17.9%増）となりました。

<測量計測事業>

当事業につきましては、測量機器及び計測システム等のレンタル・販売に関して、国土交通省が推進するi-Construction対応工事の需要等はあった一方で、ワンマン測量システムに関する新商品・サービスの開発が大幅に遅れていること、MG・MC等大型の販売案件が少なかったことから当事業の売上高は3,320百万円（前期比4.0%減）となりました。利益面は、レンタル等の売上高が伸長し、売上総利益率が向上したことにより売上総利益が増加した一方、i-Constructionに対応するため、技術営業の人材確保及び人材育成並びにエリア毎への設備投資等の体制構築などにより、販売費及び一般管理費が大幅に増加し、セグメント利益（営業利益）は500百万円（前期比8.5%減）となりました。

<ハウス備品事業>

当事業につきましては、建設現場事務所用ユニットハウス及び什器備品等のレンタル・販売に関して、既存顧客への営業等を積極的に展開しましたが、シェア確保に伴う厳しい受注競争によるレンタル単価下落等により、当事業の売上高は1,108百万円（前期比3.2%減）となりました。利益面は、レンタル原価、販売費及び一般管理費の削減に努めた結果、セグメント利益（営業利益）は170百万円（前期比6.1%増）となりました。

<その他>

その他につきましては、売上高は620百万円（前期比10.4%減）となりました。セグメント利益（営業利益）は18百万円（前期比48.4%減）となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は845百万円であります。その主な内訳は、システム事業及び測量計測事業のレンタル用資産である、デジタルカラー複合機及び測量機器等の取得であります。これらの資産については自己資金及びリース契約により調達しております。

資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 対処すべき課題

当社は、2019年3月期から2021年3月期までの3ヵ年を対象とした中期経営計画を策定し、以下の経営課題に取り組んでまいります。

① 土木系から建築系へ対象顧客の業種拡大

これまでの土木工事を中心とした顧客への営業活動に加えて、建築・設備・電気工事等の新規顧客の開拓を積極的に行い収益の拡大に努めてまいります。

② 地場ゼネコンから広域ゼネコンへターゲット拡大

当社の全国ネットワークを活かし、広域で事業を営んでいる顧客の獲得をより推進し収益の拡大に努めてまいります。

③ 建設ICTの独自商品・サービス強化及びシェア拡大

国土交通省が推進する「i-Construction」への対応を積極的にサポートし、顧客の生産性を向上させるため、建設現場や現場事務所における業務の省人化を推進する商品・サービスの開発をより一層進めてまいります。

④ 営業体制・機能の強化による生産性向上及び市場開拓

顧客の業務体系に合わせたより高度な提案営業を行っていくため、営業体制の専門化に取り組むとともに、全国ネットワークの活用による広域ゼネコンへの営業の水平展開を実施してまいります。さらに、マーケティングオートメーション等のツールの活用により、顧客のリピート率向上に努めてまいります。

なお、当該中期経営計画の最終年度である2021年3月期において達成すべき目標を以下のとおり掲げ事業の展開を推進してまいります。

- ・建設ICT売上高 100億円超
- ・営業利益率 20%超
- ・ROE 20%超

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第26期	第27期	第28期	第29期
		(2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	(2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	(2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
売 上 高	(百万円)	—	—	8,578	8,613
経 常 利 益	(百万円)	—	—	1,465	1,559
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	—	—	1,026	1,066
1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	25.01	24.63
総 資 産	(百万円)	—	—	12,279	12,057
純 資 産	(百万円)	—	—	6,960	7,120

- (注) 1. 第28期より連結計算書類を作成しているため、第27期以前の各数値については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
4. 2017年8月1日付けで普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度より適用しており、第28期の総資産は組替後の金額で表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第26期	第27期	第28期	第29期
		(2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	(2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	(2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
売 上 高	(百万円)	6,460	7,284	7,879	7,993
経 常 利 益	(百万円)	963	1,130	1,307	1,419
当 期 純 利 益	(百万円)	707	799	928	972
1株当たり 当期純利益金額	(円)	16.62	19.97	22.60	22.47
総 資 産	(百万円)	8,080	8,633	11,648	11,583
純 資 産	(百万円)	3,273	3,620	6,772	6,839

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 2017年3月1日付け及び2017年8月1日付けで普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っております。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度より適用しており、第28期以前の総資産は組替後の金額で表示しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社レンタライズ	120百万円	100%	ユニットハウス・関連備品のレンタル及び販売等
株式会社CTSラインテック	100百万円	100%	交通安全・環境関連の工事等

(6) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業名	事業内容
システム事業	ITインフラサービスのレンタル及び販売 現場向け固定IP電話サービス、回線サービス、情報共有システム、データ共有・データバックアップサービス、ネットワークカメラ、クラウドサービス、システム機器等
測量計測事業	測量計測システム・i-Construction関連システムのレンタル及び販売 MDTS・GNSS等によるワンマン測量システム等(基本分野)、締め管理システム、3Dスキャナ、3D計測・データ作成代行(i-Con分野)
ハウス備品事業	ユニットハウス・関連備品のレンタル及び販売 オフィス機能の総合レンタル
その他	交通安全・環境関連の工事等 道路標識の設置・道路白線の設置

(7) 主要な営業所 (2019年3月31日現在)

① 当社

本社	長野県上田市古里115番地			
支店	札幌支店	盛岡支店	仙台支店	山形支店
	郡山支店	水戸支店	宇都宮支店	前橋支店
	東京支店	新潟支店	富山支店	金沢支店
	甲府支店	長野支店	松本支店	浜松支店
	名古屋支店	津支店	大阪支店	広島支店
	福岡支店	熊本支店	鹿児島支店	

(注) 2019年4月1日付で那覇支店を開設しております。

② 子会社

会社名	区分	所在地
株式会社レンタライズ	本社	長野県上田市
株式会社CTSラインテック	本社	長野県上田市

(8) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
246名	2名増

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
210名	5名増	40.9歳	8.6年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 八十二銀行	800百万円
株式会社 三井住友銀行	200百万円

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 152,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 42,679,155株（自己株式720,845株を除く。） |
| (3) 株主数 | 4,316名（前期末比93名増） |
| (4) 単元株式数 | 100株 |
| (5) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
有限会社 横島	16,000,000 ^株	37.5 [%]
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	3,092,200	7.2
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	3,007,600	7.0
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,365,000	3.2
シーティーエス社員持株会	912,100	2.1
株式会社 八十二銀行	835,200	2.0
猪股和典	666,000	1.6
株式会社 三井住友銀行	640,000	1.5
GOVERNMENT OF NORWAY	556,200	1.3
宮沢俊行	440,000	1.0

- (注) 1. 自己株式720,845株は上記から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主価値の向上を図るため、2018年10月31日開催の取締役会決議に基づき、2018年11月12日から2019年3月29日の間で、市場取引により自己株式715,600株（発行済株式総数に対する割合は1.6%）を総額460百万円で取得しました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	横 島 泰 蔵	株式会社レンタライズ 代表取締役社長 株式会社CTSラインテック 代表取締役
取 締 役	宮 崎 剛	執行役員 信越営業部長
取 締 役	早 瀬 実	
取 締 役	岸 本 明 彦	
常 勤 監 査 役	芦 田 久	株式会社レンタライズ 監査役 株式会社CTSラインテック 監査役
監 査 役	佐 々 木 弘 道	弁護士法人佐々木法律事務所 代表社員
監 査 役	水 沢 健 時	税理士

- (注) 1. 専務取締役狩野高志氏は、2018年7月31日付けで辞任いたしました。
2. 取締役早瀬実氏及び取締役岸本明彦氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役芦田久氏、監査役佐々木弘道氏及び監査役水沢健時氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、2013年11月13日付けで常勤監査役芦田久氏、2014年6月13日付けで取締役早瀬実氏及び監査役佐々木弘道氏並びに監査役水沢健時氏、2017年6月23日付けで岸本明彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役水沢健時氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	62百万円
監 査 役	3名	11百万円
合 計	8名	73百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、途中で辞任した取締役1名への支給額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	兼職先との関係
監査役	佐々木 弘道	弁護士法人 佐々木法律事務所	代表社員	当社と同弁護士法人との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度中の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
早瀬 実	取締役	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、中立かつ客観的な立場に立ち、積極的に意見・助言等を行っております。
岸本 明彦	取締役	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、中立かつ客観的な立場に立ち、積極的に意見・助言等を行っております。
芦田 久	常勤監査役	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席するとともに、重要会議等にも随時出席し、企業経営経験の観点から中立かつ客観的な立場に立ち、積極的に意見・助言等を行っております。 また、当事業年度において開催した監査役会13回すべてに出席し、監査は経営執行面を全般に監視・検証を行っております。
佐々木 弘道	監査役	当事業年度において開催した取締役会12回のうち8回に出席し、弁護士としての専門的見地から、経営上有用な意見・助言を行っております。 また、当事業年度において開催した監査役会13回のうち10回に出席し、監査は財務面を主体に監視・検証を行っております。
水沢 健時	監査役	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、税理士としての専門的見地と経営指導経験の観点から、経営上有用な意見・助言を行っております。 また、当事業年度において開催した監査役会13回すべてに出席し、監査は財務面を主体に監視・検証を行っております。

③ 報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
社外役員報酬等の総額	5名	15百万円

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業価値の向上と企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程等により周知徹底し、法令及び定款に適合する体制を構築する。
- ② 取締役会は、取締役相互に業務執行状況を監督し、適切な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体制整備に努める。
- ③ 内部監査規程に基づき、コンプライアンスの状況を監査し社長に報告する。問題が発生した場合は、取締役会及び監査役に報告し早期是正に努める。
- ④ 使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を整備し、その通報者の保護を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令等に定める文書及び社内重要文書・情報等は文書管理規程の定めに基づき、適切な保存・管理を行う。
- ② 電磁的記録等の情報に係る管理は、情報システム管理基本規程・情報セキュリティ基本規程等に基づき、情報保存方法・媒体への対応、漏洩防止対策を行うとともに、必要に応じて見直しを図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスク把握・管理に関するリスク管理規程に基づき、全社・部門別に担当部署を定め、適切に対応できる体制の構築とその整備を図る。
- ② 不測・緊急事態の発生に対応する非常事態管理規程に基づき、損害の拡大を最小限にとどめるリスク管理体制の構築に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程に基づき月1回の定時に開催するほか必要に応じて適宜開催し、重要事項等に関する迅速な意思決定を行う。
- ② 取締役の業務遂行については、業務分掌規程・職務権限規程等に所管業務・担当部署に係る責任と権限を定め、迅速・着実に執行する。必要に応じてこれらの諸規定を見直し、効率的な業務執行を維持する。
- ③ 業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定める。

(5) 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 連結子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告については、当社が定める関係会社管理規程等に基づき、業務の執行の状況を管理する体制を構築する。
- ② 当社及び連結子会社の損失の危険の管理については、リスク管理規程に基づき、統括部署が一元的に管理する。
- ③ 連結子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営状況を的確に把握する重要事項を取締役会等へ報告する体制を整備し、当社との連携を図る。
- ④ 連結子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査、監査役監査等により、業務の適正を検証する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、当社は監査役を補助する使用人を配置していないが、監査役から要請を受けた場合には監査役と協議のうえ配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役を補助する使用人をおく場合は、当該使用人は業務執行上の指揮命令系統に属さず、監査役の指示命令に従うものとする。
- ② 当該使用人の人事異動、人事考課、処罰等の決定に関しては、事前に監査役の同意を得るものとする。

(8) 当社及び連結子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 当社及び連結子会社の取締役及び使用人は、当社又は連結子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、違法・不正な行為があることを発見したときは速やかに監査役へ報告を行う。
- ② 監査役は、重要会議に出席し意見聴取を行うとともに、必要あるときは当社及び連結子会社の取締役及び使用人にいつでも報告を求めるものとする。
- ③ 当社及び連結子会社は、監査役への報告を行った者に対し、不利な取り扱いを行わない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、当社及び連結子会社の代表取締役と重要課題について定期的に意見交換を行う。また、財務上の問題点については、監査法人と定期的な意見交換を行う。
- ② 監査役は、内部監査室と連携を保つとともに、必要に応じて調査を求めることができる。
- ③ 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、速やかに費用又は債務を処理する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行う。

また、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求には断固として拒絶する。
- ② 社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、同勢力に対して警察等との連携強化等を図る体制を整備する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム

内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

企業価値の向上と企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程等を整備するとともに、コンプライアンス研修を定期的を実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、内部通報制度を整備し、周知することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスク管理について定めるリスク管理規程に基づき、部署ごとにリスク管理責任者を定め、業務上想定されるリスクへの対応を行っており、担当部署において検証及び見直しをはかっております。

(4) 監査体制

監査役の監査については、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を行うとともに、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を実施しております。

また、内部監査については、内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、会計監査、業務監査、システム監査を実施しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,683	流動負債	3,850
現金及び預金	6,243	支払手形及び買掛金	789
受取手形及び売掛金	1,608	電子記録債務	817
たな卸資産	763	1年内返済予定の長期借入金	1,000
その他	75	リース債務	709
貸倒引当金	△7	未払法人税等	293
固定資産	3,373	その他	239
有形固定資産	3,160	固定負債	1,085
レンタル資産	86	リース債務	937
建物及び構築物	486	その他	147
土地	949	負債合計	4,936
リース資産	1,614	(純資産の部)	
その他	23	株主資本	7,085
無形固定資産	43	資本金	425
投資その他の資産	169	資本剰余金	2,399
その他	170	利益剰余金	4,721
貸倒引当金	△1	自己株式	△460
資産合計	12,057	その他の包括利益累計額	34
		その他有価証券評価差額金	34
		純資産合計	7,120
		負債・純資産合計	12,057

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		8,613
売 上 原 価		4,858
売 上 総 利 益		3,754
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,163
営 業 利 益		1,590
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	2	
受 取 地 代 家 賃	2	
受 取 保 険 金	0	
固 定 資 産 売 却 益	3	
そ の 他	2	10
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41	
そ の 他	0	41
経 常 利 益		1,559
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,559
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	495	
法 人 税 等 調 整 額	△2	493
当 期 純 利 益		1,066
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,066

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当 期 首 残 高	425	2,399	4,089	△0	6,913
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△433		△433
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,066		1,066
自 己 株 式 の 取 得				△460	△460
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	632	△460	172
当 期 末 残 高	425	2,399	4,721	△460	7,085

	その他の包括利益累計額		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	46	46	6,960
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△433
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,066
自 己 株 式 の 取 得			△460
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△11	△11	△11
当 期 変 動 額 合 計	△11	△11	160
当 期 末 残 高	34	34	7,120

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,095	流動負債	3,716
現金及び預金	5,841	支払手形	245
受取手形	358	電子記録債権	817
売掛金	1,114	買掛金	493
たな卸資産	715	1年内返済予定の長期借入金	1,000
前払費用	6	リース債務	665
その他	65	未払金	50
貸倒引当金	△7	未払費用	83
固定資産	3,488	未払法人税等	274
有形固定資産	3,056	前受り金	20
レンタル資産	86	その他	63
建物	441	固定負債	1,028
構築物	45	リース債務	882
機械及び装置	0	繰延税金負債	72
車両運搬具	3	資産除去債	8
工具、器具及び備品	13	その他	64
土地	949	負債合計	4,744
リース資産	1,517	(純資産の部)	
無形固定資産	42	株主資本	6,804
借地権	3	資本金	425
ソフトウェア	32	資本剰余金	2,399
その他	7	資本準備金	428
投資その他の資産	389	その他資本剰余金	1,970
投資有価証券	77	利益剰余金	4,440
関係会社株式	261	利益準備金	23
出資金	0	その他利益剰余金	4,416
長期前払費用	0	固定資産圧縮積立金	187
その他	51	別途積立金	108
貸倒引当金	△1	繰越利益剰余金	4,121
資産合計	11,583	自己株式	△460
		評価・換算差額等	34
		その他有価証券評価差額金	34
		純資産合計	6,839
		負債・純資産合計	11,583

損益計算書(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		7,993
売上原価		4,598
売上総利益		3,395
販売費及び一般管理費		1,947
営業利益		1,448
営業外収益		
受取配当金	2	
受取地代家賃	2	
受取保険金	0	
固定資産売却益	3	
その他の	2	10
営業外費用		
支払利息	38	
その他の	0	38
経常利益		1,419
税引前当期純利益		1,419
法人税、住民税及び事業税	449	
法人税等調整額	△2	446
当期純利益		972

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金							
当 期 首 残 高	425	428	1,970	2,399	23	188	108	3,581	3,901
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△433	△433
当 期 純 利 益								972	972
固定資産圧縮積立金の取崩						△1		1	-
自己株式の取得									
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△1	-	540	538
当 期 末 残 高	425	428	1,970	2,399	23	187	108	4,121	4,440

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△0	6,725	46	46	6,772
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△433			△433
当 期 純 利 益		972			972
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
自己株式の取得	△460	△460			△460
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△11	△11	△11
当期変動額合計	△460	78	△11	△11	66
当 期 末 残 高	△460	6,804	34	34	6,839

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社シーティーエス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 浩一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉田 昌則 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーティーエスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーティーエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社シーティーエス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢野 浩一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉田 昌則 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーティーエスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

株式会社シーティーエス 監査役会

常勤監査役 芦田 久 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 佐々木 弘 道 ㊟

社外監査役 水 沢 健 時 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

【期末配当に関する事項】

当社の配当方針につきましては、下記（注）配当政策に記載された運用基準により、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円 総額256,074,930円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月20日

（注）配当政策

当社の配当政策は、安定配当の考え方を採用せず、経営基盤の一層の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実を考慮したうえで、業績に連動する利益還元を行うことを基本方針としております。期間における自己資本と他人資本の両経営資源活用最終成果である当期純利益と、決算期末における財政状態に占める自己資本と他人資本の構成に応じて、配当性向及び配当金額を算出することとしており、具体的運用基準を次のように定めております。

<1株当たり中間配当金の計算方法>

- ・期首において計算した1株当たり年間配当金の1/2とします。
- ・1株当たり中間配当金の1円未満は切り捨てして算出しております。
1株当たり中間配当金＝配当金総額÷発行済株式総数

<1株当たり期末配当金の計算方法>

- ・配当金の原資は、税引き後の当期純利益とします。
- ・当社所定の計算基準により配当性向を決定します。
配当性向＝自己資本比率×0.5＋（1－自己資本比率）×0.2
- ・配当金総額の計算を次の算式により行います。
配当金総額＝当期純利益×配当性向－中間配当金総額
- ・1株当たり期末配当金の計算を、次の算式により行います。
1株当たり期末配当金＝配当金総額÷発行済株式総数

<その他>

- ・その他配当金計算に関する詳細は当社内規に基づいて行われます。
- ・特別な貸借等の特殊要因により自己資本比率が大きく変動する事業年度については、その影響を考慮し、配当性向を決定します。
- ・特別な損益等の特殊要因により税引き後の当期純利益が大きく変動する事業年度については、その影響を考慮し、配当額を決定します。
- ・1株当たり配当金の1円未満は四捨五入して算出しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、機動的な配当政策を実施して行くにあたり、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款に変更案第39条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。また、これにより現行定款第39条（剰余金の配当の基準日）及び現行定款第41条（配当金の除斥期間）について所要の変更を行うとともに、内容が重複する現行定款第40条を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章～第6章	第1章～第6章
第1条～第37条（条文省略）	第1条～第37条（現行どおり）
第7章 計 算	第7章 計 算
第38条（条文省略）	第38条（現行どおり）
（新 設）	<u>（剰余金の配当等の決定機関）</u>
	<u>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u>
（剰余金の配当の基準日）	（剰余金の配当の基準日）
<u>第39条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	<u>第40条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
（新 設）	<u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
（新 設）	<u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第40条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 期末配当金および中間配当金が、支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 <u>配当金が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 未払いの配当金には利息をつけない。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	よこしまたいぞう 横島泰蔵 (1960年6月9日生)	1980年9月 当社入社 1990年7月 当社取締役 1995年7月 当社専務取締役 2001年6月 当社代表取締役副社長 2003年4月 当社代表取締役社長（現任） 2017年1月 株式会社レンタライズ 代表取締役社長（現任） 株式会社CTSラインテック 代表取締役（現任）	76,800株
	<p>(選任理由)</p> <p>横島泰蔵氏は、1990年に当社取締役、2003年より当社の代表取締役社長を務め、当社が目指すべき経営方針を掲げ、その実現に向けて強力なリーダーシップ・決断力を発揮し、業容を拡大してまいりました。同氏の経験・実績・識見を当社の経営に活かすことにより企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者といたしました。</p>		
2	※あきやまひでき 秋山秀樹 (1976年4月5日生)	2000年7月 当社入社 2013年7月 当社松本支店長 2017年4月 当社執行役員（現任） 2017年10月 当社東海・甲信営業部長 2019年1月 当社東海営業部長（現任） 2019年2月 当社近畿営業部長（現任）	5,800株
	<p>(選任理由)</p> <p>秋山秀樹氏は、営業部門の責任者として事業拡大に貢献し、現在も東海営業部長及び近畿営業部長として営業活動を推進しております。同氏の経験・実績・識見を当社の経営に活かすことにより企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	※ かな い かず とし 金 井 一 智 (1977年11月29日生)	2002年6月 当社入社 2015年6月 当社事業統括本部 ITインフラチーム部長代理 2016年4月 当社システム事業推進部長 2017年4月 当社執行役員(現任) 2018年9月 当社システム事業統括部長(現任)	15,286株
	(選任理由) 金井一智氏は、主力事業であるシステム事業の責任者として事業拡大に貢献し、現在はシステム事業統括部長として収益の拡大を推進しております。同氏の経験・実績・識見を当社の経営に活かすことにより企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者といたしました。		
4	きし もと あき ひこ 岸 本 明 彦 (1953年1月1日生)	1971年4月 本田技研工業株式会社入社 2006年4月 同社南米本部地域事業企画室長 2008年4月 日信工業株式会社入社 総務・経理・人材開発統括 2008年6月 同社取締役 2011年6月 同社常務取締役 経営管理本部長 2017年6月 当社取締役(現任)	525株
	(選任理由) 岸本明彦氏は、本田技研工業株式会社及び日信工業株式会社に在職中に、経営管理部門の取締役等の要職を歴任しており、企業経営に関する識見に基づき、取締役会において客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行っております。今後も公正な立場から取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。		

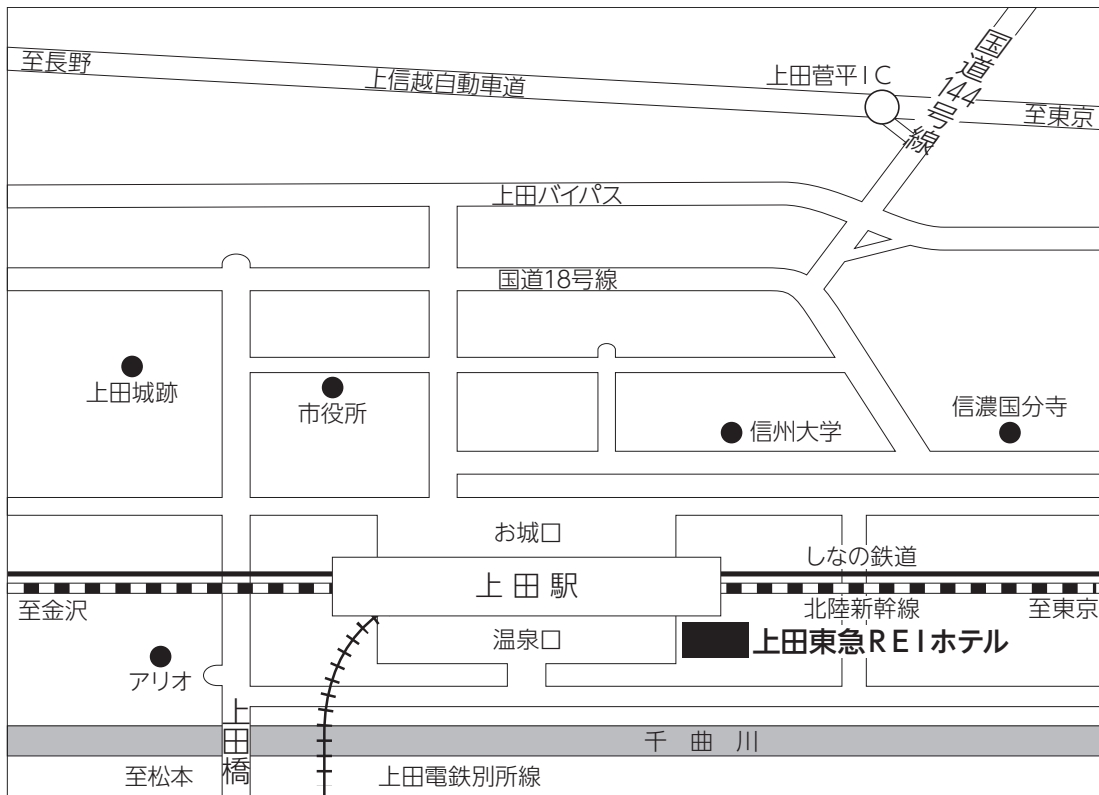
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	※ 宮坂正晴 (1953年1月29日生)	1975年4月 信州ハム株式会社入社 2006年9月 同社執行役員 営業本部長 2008年9月 同社取締役 2010年9月 同社常務取締役 2014年9月 同社専務取締役 事業本部長 2016年9月 同社代表取締役社長 (現任)	一株
	(選任理由) 宮坂正晴氏は、現在信州ハム株式会社の代表取締役社長であり、経営トップとして活躍されていることから、取締役会において客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行えるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と、当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 岸本明彦氏及び宮坂正晴氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は岸本明彦氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、本議案が承認可決され、同氏が再選された場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。また、宮坂正晴氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は岸本明彦氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が再選された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、宮坂正晴氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 所有する当社の株式数には、シーティーエス役員持株会及びシーティーエス社員持株会における本人の持分が含まれております。

以上

定時株主総会会場ご案内図

長野県上田市天神4-24-1
上田東急REIホテル 3階『信濃』の間
TEL：0268-24-0109（代）



- お車をご利用の場合：上信越自動車道 上田菅平インターチェンジより約15分
- 北陸新幹線・しなの鉄道をご利用の場合：上田駅温泉口より徒歩1分

【お問い合わせ先】株式会社シーティーエス 人事総務部 TEL：0268-26-3700

株主総会終了後の株主様との会食及び当社事業の紹介、並びに株主総会にご来場くださいました株主様へのお土産の配布につきましては、本年より、これらすべてを取りやめさせていただきますことといたしました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、本株主総会招集ご通知の2ページ及び3ページをご参照くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

